



2023年8月18日

各 位

会 社 名 株式会社オープンアップグループ  
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 西田 穰  
(コード：2154 東証プライム)  
問合せ先 取 締 役 C F O 佐藤 博  
電話番号 0 3 - 6 6 7 2 - 4 1 8 1

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年9月26日開催予定の当社第19期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2023年8月18日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2023年9月26日開催予定の当社第19期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社より監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 剰余金の配当等に関連する規定の整理（自己株式の取得および中間配当は現行定款第48条に基づくものとし、重複する現行定款第5条第2項および第50条の削除ならびに変更案第44条第2項の新設）等所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年9月26日（火）
定款変更の効力発生日	2023年9月26日（火）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株 式 (発行可能株式総数・自己の株式の取得)	第2章 株 式 (発行可能株式総数)
第5条 当社の発行可能株式総数は、360,000,000株とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、360,000,000株とする。
<u>2 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u>	(削 除)
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第8条 当社の株主の権利の行使に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会にて定める株式取扱規則による。	第8条 当社の株主の権利の行使に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則による。</u>
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 当社は、株主名簿管理人を置く	第9条 当社は、株主名簿管理人を置く
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u>
3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。	3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は <u>3名以上16名以内</u> とする。	第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、 <u>16名以内</u> とする。
(新 設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3 第1項の選任決議は、累積投票によらない。	3 第1項の選任決議は、累積投票によらない。
(新 設)	<u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

(取締役の任期)	(取締役の任期)
第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 21 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	<u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新 設)	<u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(取締役会の招集)	(取締役会の招集)
第 22 条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、先順位の取締役がこれに代わる。	第 22 条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、先順位の取締役がこれに代わる。
2 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	2 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前 <u>まで</u> に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第 23 条 取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。	第 23 条 取締役会はその決議によって、取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> のの中から代表取締役を選定する。
2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
(新 設)	<u>(重要な業務執行の委任の件)</u>
(取締役会の決議の省略)	第 25 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第 25 条 当社は、取締役 (当該決議事項について議決に加わることのできるものに限る) の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>	(取締役会の決議の省略)
	第 26 条 当社は、取締役 (当該決議事項について議決に加わることのできるものに限る) の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)	(取締役会の議事録)
第 26 条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	第 27 条 取締役会の議事については、法令の定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
(取締役会規則)	(取締役会規則)
第 28 条 (省 略)	第 29 条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第 29 条 (省 略)	第 30 条 (現行どおり)
(取締役との責任限定契約)	(取締役との責任限定契約)
第 30 条 (省 略)	第 31 条 (現行どおり)
第 5 章 <u>監査役および監査役会</u>	第 5 章 <u>監査等委員会</u>
( <u>監査役および監査役会の設置</u> )	
第 31 条 当会社は、 <u>監査役および監査役会を置く。</u>	(削 除)
( <u>監査役の数</u> )	
第 32 条 当会社の監査役は 6 名以内とする。	(削 除)
( <u>監査役の選任</u> )	
第 33 条 監査役は株主総会の決議によって選任する。	(削 除)
<u>2 前項の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u>	
<u>3 当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の数に欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる</u>	
<u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	
( <u>監査役任期</u> )	
第 34 条 監査役任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削 除)
<u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての</u>	

<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u>	
<u>(常勤の監査役)</u>	
<u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の招集)</u>	
<u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発することを要する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の決議方法)</u>	
<u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
<u>(監査役会規則)</u>	
<u>第38条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の議事録)</u>	
<u>第39条 監査役会の議事については、法令の定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u>	(削 除)
<u>(監査役の報酬等)</u>	
<u>第40条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
<u>(監査役の実任免除)</u>	
<u>第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u>	(削 除)
<u>(監査役の実任限定契約)</u>	
<u>第42条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	(削 除)

	(監査等委員会の設置)
(新 設)	第 32 条 当社は、監査等委員会を置く。
	(常勤監査等委員)
(新 設)	第 33 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
	(監査等委員会の招集)
(新 設)	第 34 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
	2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
	(監査等委員会の決議方法)
(新 設)	第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
	(監査等委員会の議事録)
(新 設)	第 36 条 監査等委員会の議事については、法令の定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。
	(監査等委員会規則)
(新 設)	第 37 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
(会計監査人の設置)	(会計監査人の設置)
第 43 条 (省 略)	第 38 条 (現行どおり)
(会計監査人の選任)	(会計監査人の選任)
第 44 条 (省 略)	第 39 条 (現行どおり)
(会計監査人の任期)	(会計監査人の任期)
第 45 条 (省 略)	第 40 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第 47 条 (省 略)	第 42 条 (現行どおり)
(剰余金の配当の決定機関)	(剰余金の配当等の決定機関)
第 48 条 (省 略)	第 43 条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)

第49条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。	第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。
(新 設)	2 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当)	
第50条 当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として中間配当(配当財産が金銭であるものに限る。)をすることができる。	(削 除)
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第51条 (省 略)	第45条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
(新 設)	第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第19期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

以 上